

告示第 6 1 8 号

令和 7 年 5 月 2 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市出会いサポートイベント開催事業業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市出会いサポートイベント開催事業業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

趣味やレクリエーションを通じた交流により、結婚を希望する独身の男女の出会いの場を提供することを目的に婚活イベントを開催する。

2 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1 事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(10)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が(1)から(8)まで及び(11)の要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが(9)及び(10)の要件を満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後の期間において鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

- (5) 告示日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において納期の到来している市区町村税）に滞納がないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 契約後、この業務委託を処理できる経営の状況にあること。
- (9) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する者であること。
- (10) 令和4年度以降において、国、県又は市町村が実施する婚活イベント企画運営業務を受託した実績があること。
- (11) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。

3 参加申込要領

(1) 受付期間

告示日から令和7年5月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。ただし、令和7年5月21日（水）は午前8時30分から午後3時まで）

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども政策課企画係（本館3階）

電話 099-216-1514

ファックス 099-803-7628

電子メールアドレス kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法は、直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

- (5) この業務委託契約に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。

4 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員は(1)から(7)までの書類を、代表構成員以外の構成員は、(2)から(7)までの書類を提出すること。

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式第 1－1 又は様式第 1－2）
- (2) 会社概要及び実績表（様式第 2）
- (3) 本市発行の市税に滞納がないことの証明書（3 か月以内に発行されたもの。写し可。鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村民税」納税証明書）
- (4) 情報セキュリティ対策チェックシート（様式第 3）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第 4）
- (6) 法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は身分証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可）
- (7) 財務諸表等（法人の場合は申請書を提出する直前 1 期分の貸借対照表及び損益計算書の写し。個人の場合は前年分所得税の確定申告書（第一表）・損益計算書（収支内訳書）・貸借対照表等の写し）

5 提出部数

各 1 部

6 注意事項

- (1) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、4 (5) から (7) までに掲げる書類の提出を省略することができる。また、受託候補者が鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。
- (2) 共同企業体を選定された場合は、選定結果通知後速やかに、共同企業体協定書を提出すること（記載事項等については、本市の契約規則等を遵守した上で、別途協議する。）。